

令和6年度

高知県医療施設物価高騰対策給付金

Q&A

令和6年4月22日

目 次

1. 高知県医療施設物価高騰対策給付金について

- Q 1 この給付金の目的は何ですか。----- 1
Q 2 給付額はいくらになりますか。----- 1
Q 3 給付された給付金の用途制限はありますか。----- 1
Q 4 給付金は法人税や所得税の課税対象となりますか。----- 1
Q 5 給付金は消費税の課税対象となりますか。----- 1
Q 6 令和4年度、5年度の医療施設等物価高騰緊急対策給付金を高知県や高知市から
給付されたが、今回の給付金の申請はできますか。----- 1

2. 給付金の給付対象施設について

- Q 7 どのような施設が対象となりますか。----- 1
Q 8 休止中の病院、有床診療所は対象となりますか。----- 2
Q 9 病院、有床診療所は高知県内にあるものの、本社が高知県内にない場合は対象と
なりますか。----- 2
Q 10 同様の趣旨の給付金を他団体(国、市町村)から受けている(又は受ける予定がある)
のですが、県の給付金を申請することができますか。----- 2
Q 11 所在地が高知市の病院、有床診療所は対象になりますか。----- 2
Q 12 複数の給付対象病院、有床診療所を運営している場合は、病院、有床診療所単位、
それとも法人単位で申請となりますか。----- 2
Q 13 病床数は病院、有床診療所にある全ての病床が対象となりますか。----- 2
Q 14 許可病床には介護療養病床が含まれているのではないですか。----- 3
Q 15 全ての病床を休床している場合、給付金の申請はできますか。----- 3

3. 申請方法について

- Q 16 申請の受付期間はいつまでですか。またいつごろ支給されますか。----- 3
Q 17 申請書類の提出方法はどうすればいいですか。----- 3
Q 18 申請書類には何が必要ですか。----- 4
Q 19 今回はなぜ県税の滞納がない旨を証明する納税証明書が必要なのでしょうか。----- 4
Q 20 県税の滞納がない旨を証明する納税証明書はどこで入手できますか。----- 4
Q 21 納税証明書はいつ取得したものでもいいですか。----- 4
Q 22 提出した書類等を返してもらえますか。----- 4
Q 23 申請書類を書き損じました。新しい申請書類はどこで入手できますか。----- 4
Q 24 申請書類をホームページからダウンロードして、パソコンで打ち込みしてもいい
ですか。----- 4
Q 25 申請書の書き方がわかりません。----- 5

4. その他

- Q 26 申請書類の到着確認や審査状況、給付金の支給日等が知りたいです。----- 5
Q 27 申請内容について、電話やメールで照会が行われることはありますか。----- 5

1. 高知県医療施設物価高騰対策給付金について

Q1 この給付金の目的は何ですか。

食材料費の高騰の影響を受けながらもサービス維持に向け運営を続けている医療機関を対象として、診療報酬が改定されるまでの令和6年4月、5月分の食材料費高騰分の経費の一部を支援する目的で、給付金を給付するものです。

Q2 給付額はいくらになりますか。

許可病床（休床分を除く）1病床につき3,200円（1,600円×2月）になります。

Q3 給付された給付金の用途制限はありますか。

特にありませんが、給付金の目的に沿った活用をしてください。

Q4 給付金は法人税や所得税の課税対象となりますか。

対象となります。詳しくは、管轄の税務署にお問い合わせください。

Q5 給付金は消費税の課税対象となりますか。

消費税の課税対象とはなりません。（不課税）

※消費税は、事業として何かを売ったり、貸したり、サービスを提供した際に、その対価として得られる売上に対して課税されるものです。本給付金は、サービス等の対価として支払うものではないため、消費税の課税対象とはなりません。

Q6 令和4年度、5年度の医療施設等物価高騰緊急対策給付金を、高知県や高知市から給付されたが、今回の給付金の申請はできますか。

申請できます。

2. 給付金の給付対象施設について

Q7 どのような施設が対象となりますか。

所在地が高知県内にある保険医療機関で、令和6年4月1日以前に、高知県又は高知市の開設許可を受けている病院、有床診療所が対象となります。

対象となる病院、有床診療所には、申請書類等を郵送しています。

※次のいずれかに該当する設置する病院、有床診療所は、対象外となります。

- ・国が開設主体の医療機関
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ・県税に滞納がある者
- ・上記のほか、本給付金の目的に照らして適当でないと認めた者

Q8 休止中の病院、有床診療所は対象となりますか。

令和6年4月1日時点で休止中の病院、有床診療所は、給付金の対象とはなりません。

Q9 病院、有床診療所は高知県内にあるものの、本社が高知県内でない場合は対象となりますか。

本社が高知県外であっても、高知県内を所在地とする病院、有床診療所が存在する場合は、対象となります。ただし、高知県外に所在する病院、有床診療所については、本給付金の対象外であり、申請できません。

Q10 同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町村）から受けている（又は受ける予定がある）のですが、県の給付金を申請することができますか。

申請できます。

ただし、県の給付金を受給した場合に他団体の給付金を受けることができるか否かは、他団体の支給要件をご確認ください。

Q11 所在地が高知市の病院、有床診療所は対象になりますか。

対象となります。

Q12 複数の給付対象病院、有床診療所を運営している場合は、病院、有床診療所単位、それとも法人単位で申請となりますか。

法人が運営する高知県内に所在する病院、有床診療所分をとりまとめて1回で申請してください。

Q13 病床数は病院、有床診療所にある全ての病床が対象となりますか。

休床中の病床及び介護療養病床は対象外となります。

それらを除いた4月1日時点の数で申請してください。

Q14 許可病床には介護療養病床が含まれているのではないですか。

この給付金は、診療報酬改定までの間、食材料費の物価高騰への支援を行うものです。
そのため、介護報酬の対象となる介護療養病床は、対象外となります。

Q15 全ての病床を休床している場合、給付金の申請はできますか。

令和6年4月1日時点で稼働している病床を対象に支援するため、申請できません。
なお、県又は高知市への届出をされていない場合は、休床の届出を行ってください。

3. 申請方法について

Q16 申請の受付期間はいつまでですか。またいつごろ支給されますか。

申請の受付期間は、令和6年4月22日（月）～令和6年5月31日（金）です。
令和6年5月31日の消印があるものまでを有効とします。

申請書類に不備等がなく適正と認められた場合は、受付から概ね2週間程度で支給します。
給付決定後、支給決定通知書を送付します。

ただし、申請書類に不備等があり修正に時間を要した場合や、申請が集中した場合等は、時間がかかる場合があります。

Q17 申請書類の提出方法はどのような方法がいいですか。

申請は郵送に限ります。同封の返信用封筒をご利用ください。

【提出先】〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県健康政策部医療政策課

医療施設物価高騰対策給付金申請受付係

※申請期限：令和6年5月31日の消印有効

なお、申請書類到着状況を申請者側で確認できるよう、郵送される際には、書留、簡易書留、レターパック等追跡ができる方法での郵送を推奨しています。

普通郵便など追跡できない方法で送られても問題はありませんが、受理確認を目的とした問い合わせには対応できません。

Q18 申請書類には何が必要ですか。

以下の3種類の書類をご準備ください。

- ① 給付金給付申請書（第1号様式）
- ② 誓約書（第2号様式）
- ③ 県税の滞納がない旨を証明する納税証明書

Q19 今回はなぜ県税の滞納がない旨を証明する納税証明書が必要なのでしょうか。

現在申請受付中の令和5年度第2回医療施設等物価高騰緊急対策給付金では、同じ年度中に実施された第1回を申請し、受給していれば県税の滞納がない旨を証明する納税証明書は不要でしたが、今回は年度が変わり令和6年度の申請のため必要です。

Q20 県税の滞納がない旨を証明する納税証明書はどこで入手できますか。

県税事務所で発行しています。詳しくは各県税事務所にお問い合わせください。
全税目について滞納がないことが証明された納税証明書の提出をお願いします。

Q21 納税証明書はいつ取得したものでもいいですか。

申請日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。また、原本を提出してください。
(コピーしたものは不可。)

Q22 提出した書類等を返してもらえますか。

提出した書類等の返却は、いたしません。

Q23 申請書類を書き損じました。新しい申請書類はどこで入手できますか。

県ホームページに掲載しています。書き損じた場合など、新しい申請書類が必要な場合は、ホームページよりダウンロードしてください。

ホーム > 組織から探す > 健康政策部 > 医療政策課 > 高知県医療施設物価高騰対策給付金について

URL : <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024031800147/>

ネット環境が無い場合は、医療政策課へ連絡して、再送付を依頼してください。

Q24 申請書類をホームページからダウンロードして、パソコンで打ち込みしてもいいですか。

第1号様式については打ち込みしても構いませんが、第2号様式の誓約書の氏名、または代表者名は必ず自署してください。

Q25 申請書の書き方がわかりません。

申請書と同封の記入例を参照してください。また県のホームページにも掲載しています。それでもご不明な場合は、医療政策課まで問い合わせてください。

【問い合わせ先】

メールアドレス：131301@ken.pref.kochi.lg.jp

(件名は「食材料費給付金」と記載してください。)

電話番号：088-823-9649

FAX番号：088-823-9137

受付時間：午前9時～午後5時（平日12:00～13:00、土日祝日を除く）

※コールセンターを設置しておりません。また担当者1名で対応していますので、できるだけ、メールまたはFAXでお問い合わせください。2開庁日を目安に回答します。

4. その他

Q26 申請書類の到着確認や審査状況、給付金の支給日等が知りたいです。

個別の進捗状況をお答えすることはできません。申請書に不備がある場合は、事務局から申請書に記載された連絡先にご連絡します。

目安として、審査から支払いまで概ね2週間程度かかりますので、ご了承ください。

Q27 申請内容について、電話やメールで照会が行われることはありますか。

申請書に不備等があった場合には、修正をお願いするために医療政策課から連絡をすることがあります。

医療政策課から問い合わせをする場合の発信元は次のとおりです。

特殊詐欺にはご注意ください。

電話番号：088-823-9649

メールアドレス：131301@ken.pref.kochi.lg.jp